

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月2日（火）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （15名）

農業委員 （7名）

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 山口 秀行

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 （8名）

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

蕪竹 敏治

池田 保吉

内田 秀敏

松本 広喜

欠席委員 （農業委員1名）

（推進委員3名）

4. 議事日程

議案第104号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第105号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第106号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 今田 徹

農地係長 大岡 寿憲

主 事 石崎 志朗

6. 会議の概要

発言者	内 容
議長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまから第26回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は農業委員1名欠席で7名、推進委員3名欠席で8名です。定足数に達しておりますので総会は成立いたします。</p> <p>今回の議事録署名者は、7番の水田委員と1番の澤山委員よりしくお願いします。</p> <p>それでは早速審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第104号1件、第105号2件、第106号4件となっています。</p> <p>まず、議案第104号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人により解約報告を受理したので報告します。</p> <p>事務局の説明の前に、私はこの事項の関係人でありますので、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席いたします。この事項に係る議事進行は、水田職務代理者にお願いします。</p> <p>(秀島会長離席)</p>
水田委員	<p>会長に代わり、議案第104号1番の議事進行を行います。</p> <p>それでは事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>

水田委員	事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員および内田推進委員から調査報告をお願いします。
福江委員	<p>おはようございます。</p> <p>28日に秀島会長の方に電話をして、こういうことで間違いないですかということで確認をとりました。現場はもう何回も行ったことがあったので行ってはいないんですけど、〇〇さんの方にも、連絡をとって「よろしくをお願いします。」ということでした。以上です。</p>
内田推進委員	私は、会長とは会ってはいないんですけど、福江委員にお願いをして、土地だけは確認しに行きました。福江委員の報告のとおりで、言うことはございません。はい。
水田委員	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第104号1番について、ご異議ご意見はございませんか。</p>
川崎委員	解約事由に売買のためとありますけど、売却の相手とかは上がってこないんですか。
事務局	<p>事務局からです。〇〇さんの方から斡旋の申し出という形で依頼を受けてます。斡旋を行うために、今現在ここの2筆含め他の筆もあります。その他の筆の方が、今朝お配りした資料の写真になります。1枚目と2枚目の写真が、今度、〇〇さんが斡旋に出される予定の土地になります。</p> <p>これらの筆を売却の事業に乗せるために今回解約という形になります。</p>
水田委員	買い手はもうおられますか。
事務局	立候補されてる方は、〇〇さんが今のところいます。
水田委員	<p>他にございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
水田委員	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第104号1番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手</p>

水田委員	<p>をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、議案第104号1番は原案通り認められました。 それでは、議案第104号1番についての審議を終了し、秀島会長に総会の議事進行に戻っていただきます。</p> <p>(秀島会長着席)</p>
議長	<p>それでは、審議を続けます。 続きまして、議案第105号農地法第3条の規定による許可申請審議について別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えております。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された福江委員および内田推進委員から調査報告をお願いいたします。</p>
福江委員	<p>28日に、内田推進委員と〇〇さんと、〇〇理事長と現地を見てきました。 もう既にここは荒れておりました。地図で見ると、黒く見えるところにハウスが建ててあったんですが、今はもうこれは既になかったです。 ここを綺麗に造成して、またハウスを建てて、中で作業をしたいということでした。 そして、ここが土地改良区の400mmの本管が埋設してあるということで、そこらへん注意してくださいと土地改良区の方に聞いていたので、どうなってますかと確認したところ、土地改良区に既に行っていて、何かあった時は、土地改良区の指示のもとに動きますという同意書をとってありました。</p>

	<p>そこら辺は間違いないようにしといてくださいねと言っております。 以上です。</p>
<p>内田推進 委員</p>	<p>〇〇さんからいろいろ聞きまして、障害者が作業するので、なるべく近い土地が近いところがいいということで、一番良いんじゃないかなと思います。問題は、埋立をすれば立派な土地になるんですけど、土地改良区との話し合いなので、それはうまくやってくださいと言いました。</p>
<p>福江委員</p>	<p>〇〇さんの方にも連絡をして、よろしく願いますということでした。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告は終わりました。 それでは1番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第105号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって議案第105号1番は原案通り認められました。 続きまして、議案第105号2番について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件全てを満たすと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された澤山委員及び久我推進委員から調査報告をお願いいたします。</p>
<p>澤山委員</p>	<p>報告をいたします。</p>

	<p>27日に現地で久我推進委員と〇〇さんと譲渡人の〇〇さんをお話の中に入れて意見の聴取を行って来ました。</p> <p>譲渡と譲受の意思確認は、2人ともその通りですということでした。</p> <p>現地も小屋の西の方にあるんですけれども、それで間違いはないということを確認を行いました。</p> <p>土地の売買価格なんですけれども、総額1万円となっているんですが、太良町の下級田の平均が30万ぐらいですので、6万ぐらいが相場なんですよというお話もしましたが、それで決めてるので問題ないということでした。</p> <p>売買の経緯なんですけれども、空き家バンクに登録していたら〇〇さんが応募されて購入が決まって、なおかつそこでジャガイモとか大豆とかそういう家庭菜園をしたいので、よかったらそこに付随する土地までお願いできないかということで、相談を受けて話が決まったそうです。</p> <p>現在、機械とかは持っていないけれども、家庭菜園に向けたような機械を今後購入予定ということです。</p> <p>譲渡人と譲受人は、お互いに全ての内容を納得しておられました。</p>
久我推進委員	<p>27日に澤山委員と〇〇さんと、〇〇さんは電話でお互いにお話を伺いました。澤山委員さんの言われた通りです。</p> <p>〇〇さんは、畑で大豆やきゅうり、トマトなどを作りたいとのことでした。頑張っておられるので私も応援していきたいと思っております。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは2番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第105号2番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第105号2番は原案通り認められました。</p>

事務局	<p>続きまして、議案第106号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権設定について別紙関係人より農地利用集積計画書を受理したので審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたので、調査された山口委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
山口委員	<p>報告いたします。</p> <p>7月30日に、〇〇さん、池田推進委員と現地確認をしました。〇〇さんは、都合で電話連絡だけだったんですけど、再設定ということで問題はないと思います。</p> <p>〇〇さんも〇〇さんもよろしく申し上げますということでした。</p> <p>以上です。</p>
池田推進委員	<p>〇〇さんの奥さんが書類を持ってこられて、またよければ継続をお願いしますということでしたので、何も問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それは1番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第106号1番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第106号1番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第106号2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された辻委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>報告させていただきます。</p> <p>7月29日に、現地にて、〇〇さん、〇〇さんのところは奥様が出向かれて、木村推進委員と調査確認しました。</p> <p>申請内容にありますように、令和4年11月1日で終了ということで、継続した形の期間を5年から3年に変更してということでの貸借内容になります。</p> <p>なぜ3年にと〇〇さんの方に問いかけをしましたけれども、〇〇さんは苺系を主とした農家さんでありまして、息子さんと話をしたところ、いつまでしていけるか分からないということで、今回3年にちょっと縮めた形でお世話になろうかということで家族会議で決定したというところでありました。</p> <p>現状、水稻の作付を管理中ということで、ずっと以前から借りてされているということで、管理についても良好という状況でありました。</p> <p>賃借料については、お米300キロというところでありまして、これについては、お互い話し合いの中で決定したというところでありましたので、問題ないということで判断をいたしました。私からは以上です。</p>
木村推進委員	<p>29日、〇〇さん、〇〇さんと、話を聞きました。</p> <p>〇〇さんは、みかん畑とかは結構処分されていて、田は息子が福岡で運送会社をしているので、帰ってきたら作りたいという要望で、田は、貸すだけということで〇〇さんに作ってもらいたいということでした。</p> <p>他は継続なので特別問題ないと思います。以上です。</p>

議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め議決を取ります。 議案第106号2番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって議案第106号2番は原案通り認められました。 続きまして、議案第106号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
池田推進委員	<p>報告します。 30日に〇〇さんと電話で契約内容等話し合っ、何の間違いも何の変更もないということで、このままよろしく願いますということでした。 〇〇さんも今まで通り願いますという事でした。</p>
議長	<p>調査報告を終わりました。 それでは3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
榊原推進委員	<p>賃借料の中山間直接支払交付金で払うということは、出来ないことだと思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>中山間直接支払交付金相当額ということで標記を修正したいと思います。</p>

議長	<p>他にないですか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め議決をとります。</p> <p>議案第106号3番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第106号3番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第106号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された水田委員及び蕪竹推進委員から調査報告をお願いします。</p>
水田委員	<p>25日に、〇〇さんの自宅で待ち合わせして現地確認をしました。</p> <p>〇〇さんの旦那さんが去年急死されたということで、女手1人でみかんはできないということで、〇〇くんにとってもらないかを相談したところ、快諾されたということです。</p> <p>現地は、草刈りしてもらって立派に管理されております。</p> <p>〇〇くんの耕作面積が既に5町を超えていて、労働力も1人でちょっと心配でしたので、大丈夫かと聞いたところ、忙しいときはアルバイトを雇うなどするので大丈夫ですということでした。問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
蕪竹推進委員	<p>私の方からは水田委員が言われた説明の通りです。</p> <p>本当に〇〇くんは、意欲があって、将来の農業経営者だと思いますので、よろしく願いますということでした。以上です。</p>

議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは4番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め議決をとります。 議案第106号4番について許可相当と判断する方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認しました。 従って議案第106号4番は原案通り認められました。 以上を持ちまして、太良町農業委員会第26回総会を閉会します。 委員の皆様方には長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。お疲れさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和4年8月2日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 水 田 武次郎

議事録署名者 澤 山 直 人